

Q8-2.課税対象および納税義務者について教えてください。

1. 課税対象

営業税は、物品の販売、役務の提供および輸入を課税対象としています。

【物品の販売】

物品の販売のうち、台湾内での物品の販売が課税対象となります。

なお、通常であれば販売とは思われない以下の項目についても、営業税法上は全て物品の販売とみなされると明示されており、統一發票の発行および営業税の受領が必要となりますので、注意が必要です。

- (1) 販売目的で生産、購入または輸入した物品の自家消費もしくは無償移転
- (2) 業務解散時の残余物品による債務の返済、株主への分配
- (3) 他者の委託により代理購入した物品の委託者への引渡し行為
- (4) 他者に物品の代理販売を依頼した、所有権の移転のない物品の引渡し行為
- (5) 物品を預かり、所有者に代わって販売する行為

【役務の販売】

役務の販売のうち、台湾内での役務の販売のみが課税対象となります。具体的には、役務の提供場所または役務の使用場所が台湾内の場合は、課税対象となります。

【輸入】

輸入を行った場合、営業税の課税対象となります。

ただし、台湾外から保税区域(政府認可の輸出加工区、科学工業園區、税関管理下の保税工場、保税倉庫など)に持ち込まれる保税貨物は対象外です。また、これらの保税区域から、一般地域へ物品が持ち込まれた場合は輸入とみなされ、営業税の課税対象となります。

輸入時の営業税の課税額の計算基礎には、物品の対価だけでなく、その輸入関税も含まれます。なお、物品の輸入にかかる営業税は税関によって代理徴収されます。

2. 納税義務者

納税義務者は以下のとおりです。

- (1) 物品または役務を販売する営業者
- (2) 輸入物品の荷受人または所有者
- (3) 外国の企業、機関、団体または組織で台湾内に固定的営業場所をもたないものは、その役務の購入者
- (4) 外国の国際運輸業者で台湾内に国定的営業場所をもたず代理人を置いているものは、その代理人

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。